

平成27年 多賀城市教育委員会第4回臨時会会議録

- 1 会議の年月日 平成27年10月1日(木)
- 2 招集場所 市役所5階 501会議室
- 3 出席委員 委員長 浅野 憲隆 委員 菊池 すみ子
委員 今野 喜弘 委員 樋渡 奈奈子
教育長 菊地 昭吾
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した事務局職員
副教育長兼教育総務課長 大森 晃
学校教育課長 高砂 弘之
生涯学習課長 萱場 賢一
文化財課長 郷右近 正晃
参事兼教育総務課長補佐 佐藤 良彦
- 6 傍聴人 なし
- 7 記録係 教育総務課副主幹 伊東 芳恵
- 8 開会の時刻 午前9時30分
- 9 議事日程
日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 委員長の選挙について
日程第3 追加議案
議案第21号 委員長職務代理者の指定について

委員長職務代理者

9月30日付けで浅野委員長の任期が満了したことに伴いまして、本日の会議において委員長選挙を行い、新委員長を決定いたしますので、決定するまでの間、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項の規定により、委員長職務代理者であります私が議事を進行いたしますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は5名であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年第4回臨時会を開会します。なお、本日の議案は、お手元に配布したとおり、委員長選挙でございます。

日程第 1 会議録署名委員の指名について

委員長職務代理者

続きまして、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第 22 条第 3 項の規定により、委員長職務代理者において今野委員、樋渡委員を指名します。

日程第 2 委員長の選挙について

委員長職務代理者

これより、本会議に入ります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 12 条の規定により、多賀城市教育委員会委員長の選挙を行います。今回決定される新委員長の任期は、平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日までの 1 年間であります。まず、選挙の方法ですが、投票及び指名推薦の方法がありますが、どのような方法で行うか、お諮りいたします。

（「指名推薦」の声あり）

委員長職務代理者

指名推薦との声がありましたが、他にございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長職務代理者

それでは、選挙の方法は指名推薦により決定することといたします。どうか、適任者の推薦をお願いいたします。

（「浅野委員」を推薦する声あり）

委員長職務代理者

ただいま、浅野委員が推薦を受けましたが、他にございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長職務代理者

ないようですので、浅野委員を委員長に決定することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長職務代理者

異議がないものと認め、浅野委員を委員長に決定いたします。それでは、新委員長に浅野委員が推薦され、決定いたしましたので、これからの議事につきましては、浅野委員長に進めていただきますのでよろしくお願いいたします。

（菊池委員、委員長職務代理者席退席、浅野委員長、委員長席に着席）

委員長

それでは、以下の議事につきましては、私が進めさせていただきますが、その前に、一言ご挨拶を申し上げます。先ほどは、皆様からご推薦をいただき、ありがとうございます。本日から来年の9月30日まで、委員長を務めさせていただきます。ご期待に添えるよう職務を遂行したいと考えておりますので、よろしくご協力をお願いいたします。

既に各委員ご存知のとおり、今年度の4月1日から新しい教育委員会制度が施行され、その移行期間になっています。新しい制度に変わるのは、4月1日以降に教育長の任期が切れるまでです。それまでは、これまでの制度が続くということで、各市町村で状況が違ってきます。新しい制度に移行した市町村教育委員会もあれば、本市のようにあと1年というところもあります。

それぞれの事情ということですが、どちらにしても、法の主旨は主旨として、多賀城市の教育行政が法律の改正にあっても、根本はそれが多賀城市の教育にとって、よい方向に進んでいけば、法の主旨にも則るということです。

多賀城市では今までの制度の最後の年になろうかと思いますが、お互いに職責を全うして、多賀城市の教育に遺漏のないように進めていきたいと思っておりますので、今まで以上に、委員の皆さん、職員の皆さんが力を合わせてやっていきたいと思っておりますので、ひとつよろしくご協力をお願いいたします。

ここで、私から追加提案がありますので、事務局より議案の配布をお願いします。

日程第3 議事

議案第21号 委員長職務代理者の指定について

委員長

ただ今、皆様のお手元に追加提案として議案書を配布させていただきました。それでは、議案第21号委員長職務代理者の指定について、議題にしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議がないようですので、議案第21号を議題といたします。さっそく、議事に入ります。議案第21号委員長職務代理者の指定について、副教育長より説明をお願いします。

副教育長

それでは、議案第21号委員長職務代理者の指定について、ご説明いたします。このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第

4項の規定に基づき、教育委員会の指定を求めるものです。

ただいま、委員長の選挙が行われましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定で、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行うこととされております。

職務代理者の任期につきましては、平成27年10月2日から平成28年9月30日までの期間の指定をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

委員長

それでは、委員長職務代理者の指定方法と、その期間について各委員にお諮りいたします。

委員長職務代理者につきましては、その期間を平成27年10月2日から平成28年9月30日までとし、委員長の私が指定する委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長

異議がないようですので、菊池すみ子委員を職務代理者として指定したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長

異議がないものと認め、議案第21号については、その期間を平成27年10月2日から平成28年9月30日までとし、菊池すみ子委員を委員長職務代理者として指定することに決定いたします。

委員長

以上で、本日の議案の審議を終了いたします。これをもって、多賀城市教育委員会第4回臨時会を終了いたします。

午前9時40分閉会

この会議録の作成者は次のとおりである。

教育総務課 副主幹 伊東 芳恵

この会議録の正確なことを認め、ここに署名する。

平成27年10月28日

多賀城市教育委員会

委員長

印

委員

印

委員

印